

◆特定健診のご案内

40歳から74歳までの国保加入者の方へ

今年度も特定健康診査・特定保健指導が始まり、5月から各地区での健診を行っています。

この健診は内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診です。生活習慣病は発症するまではほとんど自覚症状がありません。だからこそ、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを見つける健診が重要になります。

特定健診の健診料(自己負担)が無料化

対象の方には受診券を発行していますので、「公民館などの集団健診」または「医療機関での個別健診」のどちらかで、1年に1回は受診しましょう。

健診会場、受診できる医療機関は、受診券送付時の添付書類や毎月の広報（集団健診）または市のホームページをご覧ください。

■対象／今年度40歳から75歳になる方（長期入院者・妊婦・海外滞在者を除く）

■健診料／無料（特定健診の検査項目に限る）

■受診券有効期限／12月28日(水)

*特定健診を受けていない方で人間ドック受診の助成対象となる場合は、平成24年3月末までのドック受診が対象です（助成は特定健診の検査項目に限る）。

■備考／受診券をなくされた方、平成23年4月2日以降に国保資格を取得された方（受診券が発行されていません）は、ご連絡ください。国保の受診券をお持ちになっていても、国保資格がなくなった方はその受診券は使えませんので、ご注意ください。

◆ジェネリック医薬品の利用推進のお願い

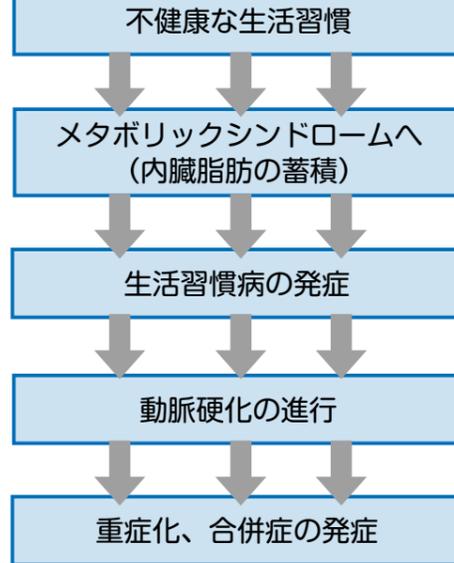
増え続ける医療費を削減するため、医療費全体の約3割を占める薬剤費軽減を目的に、ジェネリック医薬品の使用促進を国をあげて推進しています。

市では、40歳以上の国保被保険者で通院している方のうち、慢性疾患などで薬を処方されている方を対象に、ジェネリック医薬品に変更した場合、薬代の自己負担がいくらか安くなるかをお知らせする差額通知書を送付するサービスを行っています。

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、必ず、主治医や薬剤師に相談してください。主治医や薬局に、ジェネリック医薬品への変更を伝える際、差額通知書に同封する「ジェネリック医薬品お願いカード」をご利用ください。

差額通知書の送付を希望されない方、「ジェネリック医薬品お願いカード」を希望する方は、ご連絡ください。

生活習慣病はこうして進む！



死因の6割、医療費の3割は生活習慣病です！

生活習慣病は不健康な生活習慣を改善しないまま放置することによって引き起こされます。現在、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、日本人の死因の6割、国民医療費の3割を占める深刻な状況です。

国保の状況&お知らせ

◆平成22年度国民健康保険特別会計の決算状況

南国市の国保被保険者数は、平成19年度から減少が続いています。年齢構成を見ると、65～74歳までの割合が全体の約3割を占めており、高齢化が進んでいます。

	20年度	21年度	22年度
国保被保険者（人） （年間平均）	13,743	13,459	13,249
うち65～74歳（人） （9月末時点）	4,201	4,260	4,241

歳入	21年度		22年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
国保税	1,084,639	18.5	1,158,510	20.3
国庫支出金	1,692,598	29.0	1,690,349	29.6
療養給付費交付金	352,622	6.1	309,970	5.4
前期高齢者交付金	1,199,540	20.5	1,076,962	18.9
県支出金	242,659	4.2	245,418	4.3
共同事業交付金	737,015	12.6	787,820	13.8
繰入金	357,954	6.2	406,210	7.1
基金繰入金	151,592	2.5	0	0.0
その他	24,062	0.4	27,653	0.6
計	5,842,681	100.0	5,702,892	100.0

歳出	21年度		22年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
総務費	73,581	1.3	82,452	1.4
保険給付費	3,981,804	68.2	3,997,568	70.4
後期高齢者支援金	614,897	10.5	532,608	9.4
前期高齢者納付金	1,748	0.1	933	0.1
老人保健拠出金	137,338	2.3	14,580	0.3
介護納付金	249,957	4.3	262,693	4.6
共同事業拠出金	742,478	12.7	733,506	12.9
保健事業費	24,827	0.4	24,629	0.4
その他	16,051	0.2	29,524	0.5
計	5,842,681	100.0	5,678,493	100.0

平成22年度の歳入総額は57億289万円で前年比97.6%、歳出総額は56億7,849万円で前年比97.2%でした。

歳入では、国保税は非自発的失業者の軽減などがありましたが、後期高齢者支援金分の税率改定や収納率向上の取り組みなどにより、前年度と比べて7,387万円の増で11億5,851万円、前期高齢者交付金は1億2,258万円の減で10億7,696万円となっています。

歳出では、主に医療費である保険給付費が全体の約7割を占めており、前年度と比べて1,576万円の増で39億9,757万円、老人保健拠出金は制度が終了したことに伴い主に精算分だけの支出になったことから1億2,276万円の減で1,458万円となっています。

その結果、2,440万円の決算剰余金（歳入－歳出）が生じましたが、そのうち国・県等への返還金1,493万円（見込み）を含めた1,964万円を23年度に繰り越し、残り476万円を国保事業財政調整基金に積み立てました。

決算剰余金から国・県等への返還金を差し引いた金額は947万円ですが、一般会計からの繰入金があれば実質上は赤字の状態でした。

「ジェネリック医薬品」ってなに？

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。効果や安全性が認められて医薬品として承認を得るまで長い時間がかかっている新薬には、製造・販売の特許期間があります。この特許期間の切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られる後発薬がジェネリック医薬品です。

新薬と同様、薬事法による厳しい規制が定められており、これらの基準をクリアした安全なお薬です。大きさや味など、飲みやすく工夫されているものもあります。

※連絡先・お問い合わせは、市民課国保係（☎880-6555）まで